

## 教務規定

この規定は、教科・科目、その他の単位認定及び成績評価に関する規準を示したものであるが、同時に生徒の学習意欲の向上と学習効果の発展・向上を図ることを目的とするものである。

### 第1款 入学・転編入学及び在籍期間に関する規定

#### 第1条（入学）

入学試験を実施し、合格者に校長が入学を許可する。

- 2 前期入学試験は、2月から3月の間に数次にわたり実施する。
- 3 後期入学試験は、9月に実施する。
- 4 入学許可は、面接試験及び筆記試験（作文試験または学科試験）を課し試験及び書類により、判定会議の結果を経て校長が行う。
- 5 入学試験不合格者の再受験は、1年後以降とする。また、事前面談を行い、本人の意志を確認する。

#### 第2条（転編入学）

転編入学は入学試験を実施し校長が入学を許可する。

- 2 転入学については、随時転入学試験を行うものとする。
- 3 編入学試験は、第1条2項および3項を適用する。
- 4 前籍校での修得単位は、すべて本校の卒業するために必要な単位に加算することができる。
- 5 前期・後期学期途中の転入学者について、入学後の面接指導回数が本校所定（高等学校学習指導要領（以下指導要領という））の最低面接指導回数を満たすことができない場合、集中スクーリングや特別スクーリングでこれを補うことができる。
- 6 転編入学者で、高等学校在籍期間3年以上に達した時点で卒業条件を満たした者については、学期の区分に従い、卒業審査委員会の審議を経て校長が卒業を認定する。

#### 第3条（在籍期間）

在籍期間に関する規定は以下の通りとする。

- 2 本校では、在籍期間を3年（36か月）以上とする。転編入学者に関しては、前籍校の在籍期間を含めて3年以上とする。
- 3 本校では、在籍期間を5年以下とする。ただし、病気等やむを得ない理由があり校長の許可を得た場合はその限りではない。
- 4 在籍期間は学期の区分に従うものとする。
- 5 休学期間は在籍期間に含めない。前籍校での休学期間についても同様に扱う。

### 第2款 退学・転学及び休学等に関する規定

#### 第1条（退学）

退学をしようとする者は、所定の書類にその理由を明記したうえで、校長の許可を得なければならない。

- 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を退学とすることができる。
  - ① 学力劣等で成業の見込みのない者
  - ② 性行不良で改善の見込みのない者

- ③ 正当な理由なく出席が常でない者
- ④ 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第2条（除籍）

校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- ① 定められた休学期間を超えてなお復学することができない者
- ② 長期間にわたり無断で就学しない者
- ③ 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者
- ④ 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

## 第3条（転学）

転学をしようとする生徒は、所定の書類にその理由を明記したうえで、校長の許可を得なければならぬ。

## 第4条（休学）

病気やその他やむを得ない理由により3か月以上出席できず、所定の書類にその理由を明記したうえで願い出があった場合、校長が許可のうえ休学とする。

- 2 休学の期間は、3か月以上1年以内とする。
- 3 休学を許可された生徒は、許可された期間終了までに所定の書類にて復学の願いを提出する。
- 4 休学を許可された生徒が、許可された期間を経てもなお出席できない場合は、休学期間の延長を願い出ることができる。
- 5 休学期間延長の願い出があり、校長が許可した場合に限り、1年を限度としてその休学期間の延長を認める。

## 第3款 単位認定・成績評価に関する規定

### 第1条（単位の履修・修得）

本校所定の教育課程の中から、高等学校学習指導要領に定める必修科目をふくむ74単位以上の単位を履修・修得するものとする。

- 2 各期において登録できる単位数は原則として20単位までとする。ただし、校長が特に認めた者に関しては、その限りではない。

### 第2条（単位の認定）

単位認定は各学期末に行い、学期末の単位認定会議の審議を経て校長が認定する。

なお、次の規準に達しないときは単位を与えることはできない。

- 2 添削指導のための報告課題（以下報告課題という）が指導要領に示された枚数を提出していない場合。
- 3 面接指導が指導要領に示された回数を満たしていない場合。
- 4 単位認定試験及び追試験において、学習評価点が40点に満たないとき。
- 5 単位認定会議までに該当期の学納金が完納されていないとき。ただし、事前にその理由が明記された書面が提出され、校長が延納を認めた場合はその限りではない。
- 6 学習状態が不良であり単位認定会議において単位を与えることができないと認めるとき。

### 第3条（単位認定試験）

単位認定試験は、原則として、定められた期限までに、必要枚数の報告課題が提出され、最低面接指導回数を満たしている場合に、受験資格が与えられる。以下の通り学期末に実施する。

- ・前期単位認定試験（9月）
- ・後期単位認定試験（2月～3月）

#### 第4条（学習成績の評価）

学習評価に関しては、絶対評価とし、評価基準を定め、総合的に学習評価点を算出し評価する。

- 2 具体的評価方法として、各教科における単位認定試験点数（100点満点）の8割を試験点とし、これに教科担当による教科平常点（20点満点）を加え、100点満点で学習評価点を算出して評価する。
- 3 教科平常点は、各教科において報告課題内容、面接指導出席状況および受講態度等を総合的に判断し算出する。
- 4 実技を含む教科においては、実技の評価のみで学習評価点を算出することができる。

#### 第5条（5段階評定及び単位認定）

生徒の指導要録に記載する5段階評定については、次のように換算する。

5段階	1	2	3	4	5
学習評価点	0～39	40～55	56～79	80～94	95～100

- 2 その科目の成績評定が「2」以上のとき、単位認定会議を経てその科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

#### 第6条（総合的な学習の時間の評価）

総合的な学習の時間の評価については、報告課題、面接指導出席状況および受講態度等を総合的に判断して単位認定に値すると判断した場合は所定の単位を与える。

#### 第7条（特別試験）

以下の理由により、単位認定試験を受験できなかった場合は、届出により「特別試験」を行うものとする。

- ① 公欠扱いの者（大学受験、就職試験等）
- ② 災害に遭い出校不可能な者
- ③ 交通機関の事故による者
- ④ 忌引の者
- ⑤ 学校保健法・法定伝染病予防法により出校停止を命じられた者
- 2 特別試験は試験の素点の10割を試験点とする。
- 3 特別試験は原則として、追試験までの間に行うものとする。
- 4 特別試験を受験できなかった場合には、該当科目を0点とし追試験を受けることができる。

#### 第8条（再試験）

以下の理由により、単位認定試験を受験できなかった場合は、「再試験」を行うものとする。

- ① 病気欠席の者
- ② その他の理由で正当であると認めたもの。
- 2 再試験は試験の素点の70点を上限として試験点とする。
- 3 再試験は原則として、追試験までの間に行うものとする。
- 4 正当な理由がなく、再試験の受験を放棄したときは単位不認定となる。

#### 第9条（追試験）

単位認定試験及び特別試験・再試験での学習評価が未認定の者に対して、次の各号により単位認定の為の試験を行い、本人の反省と努力の機会を与えることができるものとする。

- 2 学習成績不良による不合格者に対して、学期末までに追試験を実施する。
- 3 正当な理由がなく、追試験の受験を放棄したときは単位不認定となる。
- 4 追試験による単位認定科目の5段階評定は、追試験における得点に関わらず「2」とする。
- 5 追試験は、教科平常点を加味せず、追試験の素点が40点以上を合格とする。
- 6 その他特別な理由により受験できなかった場合は、別途会議で審議の上追試験を実施するか否かを決定する。
- 7 追試験を受験する者は、該当科目の補習講座（1時間以上）を受講しなければならない。
- 8 追試験の結果が合格に至らなかった科目は単位不認定とする。

#### 第10条（試験における注意事項）

単位認定試験・特別試験・再試験及び追試験において次の事項を適用する。

- 2 単位認定試験・特別試験・再試験及び追試験においては、必ず生徒証明書を机上に提示する。生徒証明書不携帯の者は、教務に申し出て仮受験票発行の手続きをする。
- 3 仮受験票は、発行日に実施される試験のみに有効である。
- 4 単位認定試験・特別試験・再試験及び追試験において、20分以内の遅刻者は受験を認める。
- 5 単位認定試験及び特別試験・再試験において不正行為を行った者、及び不正行為と見なされる行為を行った者については、その試験期間において該当試験科目までに受験したすべての科目の得点を0点とする。
- 6 単位認定試験及び特別試験・再試験において、不正行為及び不正行為と見なされる行為により試験の得点が0点となった場合、追試験を受ける機会が与えられる。
- 7 追試験において不正行為及び不正行為と見なされる行為を行った者については、その追試験期間において該当試験科目までに受験したすべての科目の単位を不認定とする。

#### 第11条（面接指導（スクーリング））

面接指導は、本校で定めた最低面接指導回数に出席することを必要とする。

- 2 平常の面接指導時間において5分以内の遅刻は出席扱いとする。5分を超える遅刻者については、受講は可能だが、出席扱いとはしない。
- 3 法定伝染病による出席停止、忌引、一般交通機関の延着、公欠扱い等も出席扱いにはしない。ただし、評価及び皆出席規定の対象としない。
- 4 特別な理由により出席できない場合において、十分な向学心があると認められる者については、平常の面接指導日以外に面接指導を行うことができる。

#### 第13条（集中面接指導）

平常の面接指導において開講できない科目については、集中面接指導を開講し受講する機会を与えるものとする。

- 2 学期途中の転入者に対しては、集中面接指導受講により、最低面接指導回数を満たすことができる。

#### 第14条（特別面接指導）

学期末までの面接指導において、最低面接指導回数を満たすことができない者に対し、その理由から校長が認めた場合は特別面接指導を開講し、受講する機会を与えるものとする。

- 2 特別面接指導は「特別補充講座参加願」を提出し、校長の許可を得た生徒のみ受講できる。
- 3 原則として、特別面接指導のみで最低面接指導回数を満たすことはできない。
- 4 学期途中の転入の生徒に対しては、特別面接指導受講により、最低面接指導回数を満たすことができる。

## 第15条（再履修）

単位不認定科目は再履修することができる。ただし、レポート提出・面接指導出席時間を持ち越すことはできない。

## 第16条（卒業の認定）

卒業の認定は、次の各号すべての条件を満たした者について、卒業審査委員会の審議に基づき校長が行う。

- ① 高等学校の在籍期間が通算して3か年（36か月）以上であること。
  - ② 必履修科目が全て履修されていること。
  - ③ 修得単位数の合計が74単位以上であること。
  - ④ 特別活動へ30単位時間以上の出席をした者であること。
  - ⑤ 転編入学生徒については、6か月以上本校に在籍し、且つ10単位以上履修した者であること。
- ただし、校長が認めた場合はこの限りではない。

## 第17条（その他の単位認定）

その他の単位認定については、以下の通りとする。

- 2 学校教育法施行規則第63条の4に関わる単位授与の特例については、以下の通り適用する。
  - ① 他の高等学校若しくは高等専門学校で修得した科目を、本校で卒業するために必要な単位として認めることができる。
- 3 高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定」）に合格した場合は、本校教育課程内教科・科目及び該当単位数に限り、合格科目の単位を認定することができる。
- 4 単位認定を希望する者は、高卒認定合格証明書を提出し、学期末の単位認定時にこれを認定する。ただし、評価は行わず指導要録備考欄にその旨を記入し単位数を記載する。
- 5 上記の単位認定は、所定の手続き後単位認定会議を経て校長が認定する。
- 6 その他単位認定に関し上記各項に該当しない事項については、単位認定会議で審議の上、校長が決定をする。

## 第18条（特別活動）

特別活動の認定時数は下表の通りとする。

特別活動の内容		最大認定時間数
①ホームルーム活動	LHR（合同HRを含む）	1～2時間
②学校行事等	入学式	2時間
	卒業式	2時間
	始業式・終業式	1時間
	学校祭	3時間
	校外特別活動（社会研修・職業体験・遠足等）	6時間
	健康診断	3時間
	進路説明会	3時間
	各種講演・講話	1～2時間
	修学旅行	6時間（1日につき）
	教師指導の場合、事前の許可と主催機関等の証明があるもの	指導時間数

- 2 卒業に必要な時間は30単位時間以上とする。
- 3 第1項の表に該当しない行事等の認定時間は別に定める。
- 4 行事の内容によっては、科目の出席時間とする。ただし特別活動の時間と重複しない。
- 5 転編入学生徒は、前籍校の在籍期間を考慮して特別活動参加時間数について、1学年あたり10単位時間を認める。

#### 第4款 留学に関する規定

##### 第1条（留学）

外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学しようとする者は、校長の許可を得なければならない。

##### 第2条（単位の認定）

留学期間中に外国の高等学校で修得した科目の単位は、期間中の学習の結果をもとに、単位認定会議を経て、校長の許可により総計で30単位までを本校の卒業に必要な単位に加算することができる。

#### 第5款 附則

##### 第1条（規定の変改）

すべての規定の変改及び特別の事情が生じた時には、職員会議において決定する。

##### 第2条

この規定は、平成20年度より実施するものとする。

- 2 この規定は、平成24年度より一部改訂し実施するものとする。
- 3 この規定は、平成26年度より一部改訂し実施するものとする。
- 4 この規定は、平成27年度より一部改訂し実施するものとする。

#### ○ 日課表（面接指導日）

時限	時刻	時間 (分)
第1限	9:30~10:20	50
第2限	10:30~11:20	50
第3限	11:30~12:20	50
第4限	13:10~14:00	50
第5限	14:10~15:00	50
第6限	15:10~16:00	50

◎ ST（連絡会）については、各学年とも登・下校時に10分間行う

○平成25年度以降入学生

教科	科 目	単位数	面接時間 指導数	添削指導 回数	備考
国語	国語総合	4	4	12	「国語総合」必修
	国語表現	3	3	9	
	現代文A	2	2	6	
	現代文B	4	4	12	
地理 歴史	世界史A	2	2	6	「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目必修
	世界史B	4	4	12	
	日本史A	2	2	6	
	日本史B	4	4	12	
	地 理 A	2	2	6	
	地 理 B	4	4	12	
公民	現代社会	2	2	6	「現代社会」又は「政治・経済」・「倫理」必修
	倫 理	2	2	6	
	政治・経済	2	2	6	
数学	数 学 I	3	3	9	「数学I」必修
	数 学 II	4	4	12	
	数 学 III	5	5	15	
	数 学 A	2	2	6	
	数 学 B	2	2	6	
理科	科学と人間生活	2	8	6	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目必修
	物 理 基 礎	2	8	6	
	物 理	4	16	12	
	化 学 基 礎	2	8	6	
	化 学	4	16	12	
	生 物 基 礎	2	8	6	
	生 物	4	16	12	
	地 学 基 礎	2	8	6	
地 学	4	16	12		
保健 体育	体 育	7	35	7	「体育」7単位及び「保健」
	保 健	2	2	6	
芸術	音 楽 I	2	8	6	「音楽I」、「美術I」、「工芸I」及び「書道I」のうちから1科目必修
	美 術 I	2	8	6	
	工 芸 I	2	8	6	
	書 道 I	2	8	6	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	8	6	「コミュニケーション英語I」必修
	コミュニケーション英語I	3	12	9	
	コミュニケーション英語II	4	16	12	
	コミュニケーション英語III	4	16	12	
	英語表現I	2	8	6	
	英語表現II	4	16	12	
	英語会話	2	8	6	
家庭	家庭基礎	2	6	6	1科目必修
	家庭総合	4	8	8	

(教育課程続き)

教科	科 目	単位数	面接時間 指導数	添削指導 回数	備考 (履修要件)
情報	社会と情報	2	6	6	1科目必修
	情報の科学	2	6	6	
総合	総合的な学習の時間(課題研究)	3	12	9	必修
学校 設定 科目	国語演習	4	4	12	
	数学演習	4	4	12	
	英語演習	4	16	12	
特別教育活動		30時間以上			
卒業要件 指定科目を含む修得単位数 7 4 単位以上および特別教育活動 30 時間以上					

高等学校卒業程度認定試験合格科目の本校に於ける単位認定科目

教科	試験科目	単位認定科目
国 語	国 語	国語総合
地理歴史	世界史 A	世界史 A
	世界史 B	世界史 B
	日本史 A	日本史 A
	日本史 B	日本史 B
	地 理 A	地 理 A
	地 理 B	地 理 B
公 民	現代社会	現代社会
	倫 理	倫 理
	政治・経済	政治・経済
数 学	数 学	数 学 I
理 科	科学と人間生活	科学と人間生活または理科総合 A・ 理科総合 B (23 年度以前入学生)
	物理基礎	物理基礎または物理 I (23 年度以前入学生)
	化学基礎	化学基礎または化学 I (23 年度以前入学生)
	生物基礎	生物基礎または生物 I (23 年度以前入学生)
	地学基礎	地学基礎または地学 I (23 年度以前入学生)
外国語	英 語	英語 I またはコミュニケーション英語 I